

元 精密機能検査業務委託

委託仕様書

令和元年7月

神栖市役所 廃棄物対策課／第一リサイクルプラ
ザ／第二リサイクルプラザ

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、神栖市第一リサイクルプラザ、神栖市第二リサイクルプラザ、神栖市第一衛生プラントにおいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第5条」の規定に基づき、施設の精密機能検査を行うものである。

2. 委託業務名

元 精密機能検査業務委託

3. 施設の概要

(1) 施設名称	神栖市第一リサイクルプラザ
所在地	茨城県神栖市南浜1番地10
処理能力	26 t／日 (5 h)
処理対象	一般廃棄物の不燃ごみ・粗大ごみ・有害・危険ごみ 資源ごみ (古紙・古着、プラスチック類、ビン・缶類)
稼動年月	平成17年10月
(2) 施設名称	神栖市第二リサイクルプラザ
所在地	茨城県神栖市波崎9602 番地
処理能力	20 t／日 (5 h)
処理対象	一般廃棄物の不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・ 資源ごみ (古紙・プラスチック類、ビン・缶類)
稼動年月	平成14年3月
(3) 施設名称	神栖市第一衛生プラント
所在地	茨城県神栖市東和田8番地
処理能力	110t／日
処理対象	し尿
稼動年月	平成5年10月

4. 履行期限

業務の委託期間については、契約日の翌日から令和2年3月31日迄とする。

5. 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。本仕様書に明記無き事項がある場合は、当市と協議のうえ、決定するものとする。

6. 関係法令等

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令、基準及び規格等を守つて、円滑な進捗を図ること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要となる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、当市が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成の上、各施設に提出し業務完了と共に返納するものとする。

8. 機密の保持

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。又、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

9. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に際し、必要な書類を提出するものとする。尚、承認された事項を変更しようとするときはその都度、当市の承認を受けなければならない。

10. 主任技術者

受託者は専門的な知識を必要とするものについては、充分な経験を有する技術者を配置し秩序正しく業務を遂行するものとする。又、主任技術者を定め業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。

11. 工程

受託者は本委託業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し各施設と協議し承認を受けなければならない。

12. 成果品の審査

受託者は業務完了時に各施設の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものについては速やかに訂正しなければならない。

13. 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

1 4. 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、第2章業務内容による。但し、仕様書に明記無き事項であって、本業務に必要となる事項が生じた場合は遅滞なく当市と協議のうえ決定するものとする。

1 5. 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、当市と協議のうえ決定するものとする。

1 6. 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成及び編集方法などについては、あらかじめ当市と協議のうえ作成するものとする。

- (1) 精密機能検査結果報告書 A4版 5部
- (2) 同上データ CD-R 1枚
- (3) 提出先は神栖市役所廃棄物対策課とする。

第2章 業務内容

本業務は、施設の機能を保全するために、処理工程毎に各種調査を実施しその結果と維持管理基準及び設計基準とを比較し、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備設置の状況を調査し、必要な改善点を指摘するものである。既存資料（過去3年間の実績を基本とする）の収集整理により、施設の概要、処理工程及び、改良工事等の内容について調査する。

1. 神栖市第一・第二リサイクルプラザ

(1) 運転実績調査

搬入量、資源化量、可燃物搬出量、不燃物搬出量、消費電力等。

(2) 補修・改良工事実績調査

設備工程ごと

(3) 性能状況調査

処理能力、破碎粒度、選別純度及び回収率等について設計基準と比較し各工程における処理条件処理効果を比較し処理機能を検討する。

(4) 設備調査

設備装置ごとに損傷、摩擦、腐食等の外観調査と点検整備報告書等に基づく書類調査により、良、要補修、要交換、要改造等の判定をし、その箇所を示す。

○土木建築設備

外観を検査し、亀裂・損傷箇所の有無を調査する。

○機械設備

腐食や摩耗など損傷箇所、消耗度を調査する。

○電気・計装設備

計器の故障、腐食、損傷等の有無の調査をする。

(5) 分析項目

○各種搬入ごみ 単位体積重量

○不燃粗大系選別物 選別純度、回収率、単位体積重量

○資源物処理系選別物 選別純度、単位体積重量

(6) 改善点の指摘

以上の調査及び検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

2. 神栖市第一衛生プラント

(1) 運転実績調査

○搬入実績

○運転実績(投入量、汚泥処理量、使用水量、薬品使用量、電力使用量等、)

○維持管理費

○主要な設備装置の整備経過

○定期的に行っている水質試験、臭気測定等の測定結果

(2) 設備調査

設備装置ごとに損傷、摩擦、腐食等の外観調査と点検整備報告書等に基づく書類調査により、良、要補修、要交換、要改造等の判定をし、その箇所を示す。

○土木建築設備

外観を検査し、亀裂・損傷箇所の有無を調査する。

○機械設備

腐食や摩耗など損傷箇所、消耗度を調査する。

○電気・計装設備

計器の故障、腐食、損傷等の有無の調査をする。。

(3) 処理機能状況

各工程の処理水、汚泥等、処理機能の把握に必要な試料を採取、分析するとともに必要な現場測定をし処理工程ごとに機能状態を検討し評価する。

(4) 改善点の指摘

以上の調査及び検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。